

## 「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則」の一部改正（案）

平成 21 年 6 月 12 日

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に係る運営に関する規則</u></p> <p><u>（目的）</u>  第 1 条 この規則は、正会員（定款第 6 条に定める正会員をいう。以下同じ。）の株式等の運用及び調査等に関する役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に関し、正会員の業務運営等に関する規則第 3 条を遵守するため、社内規則を定め、社内体制を整備することにより、利益相反取引及びその他の不適切な取引を防止し、もって投資信託に係る業務の公正性・信頼性を確保と投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p><u>（定義）</u>  第 2 条 この規則において「株式等」とは、国内及び外国の株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の株式に転換することが可能な権利又は社債等をいう。</p> <p>2 この規則において「株式等の運用及び調査等に関する役職員等」とは、正会員（不動産投資信託又は不動産投資法人の資産の運用のみ行う正会員を除く。以下同じ。）の役職員のうち、株式等への運用を行う投資信託財産又は投資法人の資産（以下「信託財産等」という。）に係る運用業務を担当する者又は運用の動向を知り得る立場にある者、発行会社に係る未公表の重要情報や職務上特別の情報（以下「重要情報」という。）を知り得る立場にある者並びにそれらと生計を一にする親族（ただし、直系尊属であってその投資判断に対し投資信託委託業者等の役職員が影響を及ぼさない者を除く。）をいう。</p> <p><u>なお、「生計を一にする」とは、同居する親族（独立した生活を営んでいることが明らかである者を除く。）の他、別居している親族であっても生活費、学資金、医療費等を常に送金している場合も含まれることがあることに留意する。</u></p> <p>3 この規則において「自己取引」とは、株式等の運用及び調査等に関する役職員等が自己の計算により行う株式等に係る次に掲げる取引をいう。</p> <p><u>（1）株式等の売買取引、信用取引、先物取引、オプション取引及び店頭デリバティブ取引（ただし、オプション取引、店頭オプション取引又は会社から報酬・賞与等として付与されるストッ</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則</u></p> <p><u>投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投資信法」という。）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。）及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等（以下「投資信託委託業者等」という。）は、正会員の業務運営等に関する規則第 3 条を遵守するため社内規定を設けることとし、投資信託委託業者等の受託者責任の重要性に鑑み、利益相反取引その他不適切な取引を防止し、もって投資信託に係る業務の公正性・信頼性を確保するため、特に株式等の運用・調査に関する役職員等が自己の計算で株式等の取引を行うことについて、次に掲げる必要事項を定めた社内規定を作成するものとする。</u></p> <p><u>・社内規定作成に関する遵守事項</u></p> <p>1. 対象範囲</p> <p><u>（1）対象者</u>  投資信託委託業者等（不動産投資信託及び不動産投資法人の運用資産のみを運用する会員を除く。以下同じ。）の役職員のうち、株式等に関する信託財産（投資法人の資産を含む。）に係る運用を担当する者、その他運用の動向を知り得る立場にある者、発行会社に係る未公表の重要情報その他職務上特別の情報（以下、「重要情報」という。）を知り得る立場にある者、並びにそれらと生計を一にする親族（直系尊属であってその投資判断に対し投資信託委託業者等の役職員が影響を及ぼさないものを除く。）（以下、「株式等の運用・調査等に関する役職員等」という。）を対象とする。</p> <p><u>（2）対象となる取引</u>  内外の株式等の取引（株式、新株予約権及び新株予約権付社債等の株式に転換することが可能な権利・社債等（ストック・オプション等、会社からの報酬・賞与等として付与されるものを除く。）の売買、並びにこれらに係る信用取引、先物・オプション等のデリバティブ取引をいう。）を対象とする（募集・売出しによる取得や株式累積投資及び株式ミニ投資に係る取引を含む。）</p>

新	旧
<p><u>ク・オプションの権利行使は除く。)</u>  <u>(2) 株式等の募集又は売出しによる取得</u>  <u>(3) 株式等の累積投資契約に基づく取得</u>  <u>(4) 株式ミニ投資制度に係る取引</u></p> <p><u>4 この規則において「ファンド・マネジャー」とは、信託財産等における株式等の売買銘柄、売買条件又は数量等の決定業務を行う者をいう。</u></p> <p><u>5 この規則において「トレーダー」とは、信託財産等における株式等の売買注文の第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。)への発注業務を行う者をいう。</u></p> <p><u>6 この規則において「アナリスト」とは、信託財産等の運用に係る企業調査業務を行う者をいう。</u></p> <p><u>7 この規則において「承認の有効期限」とは、自己取引の実施に係る第6条に規定する承認の有効期限をいう。</u></p> <p><u>8 この規則において、「自己取引禁止期間」とは、ファンド・マネジャー、トレーダー及びアナリストによる自己取引を禁止する期間をいう。</u></p> <p><u>9 この規則において、「売買審査期間」とは、ファンド・マネジャーが第6条の規定による申請を行った株式等を当該ファンド・マネジャーが担当する信託財産等において売買を行う場合に第3条第2項に規定する自己取引審査担当者による確認を要する期間をいう。</u></p> <p><u>(社内規則の策定等)</u>  <u>第3条 正会員は、株式等の運用及び調査等に関する役職員等が行う株式等の自己取引に係る社内規則を定め、これを役職員に遵守させるため、定期的な研修を実施するなどの必要な措置をとることとする。</u>  <u>なお、社内規則に定める事項は、この規則に定めるものの他、細則に定める事項とする。</u></p> <p><u>2 正会員は、株式等の運用及び調査等に関する役職員等が行う株式等の自己取引の審査を行う担当者(以下「自己取引審査担当者」という。)を任命し、社内規則に違反する事実がないかどうかを自己取引審査担当者に審査させなければならない。</u></p>	<p><u>2. 管理体制</u>  <u>投資信託委託業者等は、株式等の運用・調査等に関する役職員等が行う株式等の取引が適正なものかどうかを審査するため、社内に管理責任者を置くものとする。</u>  <u>また、管理責任者自身が株式等の取引を行う場合についても、適正な管理のため必要な手続きを定めるものとする。</u></p> <p><u>3. 取引時の規制</u></p> <p><u>(1) 事前承認</u>  <u>株式等の運用・調査等に関する役職員等が株式等の取引を行うにあたっては、所属部署長及び管理責任者による(2)の審査の上、管理責任者の事前の承認を得なければならない。</u>  <u>(注) 株式累積投資に係る取引の場合には、当該取引口座開設時及び契約内容変更時(投資額や銘柄の変更、買付の休止・再開等をいう。)並びに売却時に審査を受けるものとする。(2)及び(3)において同じ。</u>  <u>承認申請は書面(電磁的方法を含む。)によるものとし、投資信託委託業者等は、申請書の様式(申請日、取扱証券会社名・取引口座名、銘柄、数量、売買の別を含むもの)、審査内容・手続及び承認の有効期限等をあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 審査・確認</u>  <u>申請者の所属部署長及び管理責任者は、(1)の承認申請を受けた場合には、次の点を審査・確認しなければならない。</u>  <u>申請者が次に掲げる者である場合(当該申請者と生計を一にする親族の取引に係る申請の場合も含む。)には、次にそれぞれ記載する株式等の取引でないこと(ただし、(1)における株式累積投資に係る取引の場合及び申請者にとってやむを得ない事情によるもの(例えば、遺産相続により取得するもの及びその後の処分を余儀なくされるもの等)であって管理責任者が承認を行う場合を除く。)</u>  <u>イ 信託財産(投資法人の資産を含む。)に係る運用を担当する者(運用担当者)</u>  <u>自らが運用を担当するファンド(市場の代表的な株価指数に連動する運用を行うものを除く。(3)において同じ。)において承認申請前の一定期間内に売買した銘柄、及び申請後の一定期間内に売買を予定している銘柄</u>  <u>ロ 売買注文の証券会社への発注を担当する者(トレーダー(イに規定する「運用担当者」</u></p>

新	旧
<p>なお、複数の自己取引審査担当者を設置し審査を分担して行うこともできることとする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第4条 株式等の運用及び調査等に関与する役職員等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 職務上の地位を利用し又は職務上知り得た特別の情報に基づき取引を行うこと</p> <p>(2) 職務上の地位を利用し又は職務上知り得た特別の情報を第三者に伝達すること</p> <p>(3) もっぱら投機的利益の追求を目的とした取引を行うこと</p> <p>(4) フロントランニングなど顧客の利益に優先して取引を行うこと</p> <p>(5) その他法令等により禁止されている取引を行うこと</p> <p>(保有期間の制限)</p> <p>第5条 正会員は、前条第3号に規定する投機的利益の追求を目的とする取引その他の不公正な取引を防止するため、株式等の保有期間(売却禁止期間)として6ヶ月以上の期間を社内規則に定めるものとする。</p> <p>ただし、申請者及び申請者と生計を一にする親族が同一銘柄を複数回取得した場合は、最後に取得した日を起算日とする。また、株式等の累積投資契約に基づき取得する場合は、最初に取得した日を起算日とする。</p> <p>(事前申請)</p> <p>第6条 株式等の運用及び調査等に関与する役職員等は、株式等の自己取引を行うに当たっては、予め自己取引審査担当者に対し書面(電磁的方法を含む。)による申請を行い、当該自己取引について承認を得なければならない。ただし、株式等の累積投資契約に基づく取得に係る自己取引については、細則によるものとする。</p> <p>(審査)</p> <p>第7条 前条の事前申請を受けた自己取引審査担当者は、次の各号に掲げる事項を審査しなければならない。</p> <p>(1) 法人関係情報管理責任部署で管理する「重要情報」に基づく取引でないこと。</p> <p>(2) 第4条に規定する禁止行為に該当しないこと。</p> <p>(3) 第5条に規定する保有期間の制限を満たしていること。ただし、申請者にとって止むを得ない事情(申請者及び申請者と生計を一にする親族が疾病により生計の維持ができなくなった場合等)として自己取引審査担当者が承認する場合はこの限りでない。</p>	<p>を兼務する者である場合を含む。))</p> <p>自らが運用担当者から売買執行の一部について判断を委ねられた発注指図を受け、これに基づいて承認申請前の一定期間内に売買した銘柄、及び申請後の一定期間内に売買を予定している銘柄</p> <p>ハ 企業調査を担当する者(アナリスト並びにイに規定する「運用担当者」及びロに規定する「トレーダー」が企業訪問等により企業調査を行う場合の当該者を含む。)</p> <p>自らが調査を担当する企業(その関連会社を含む。)の発行する銘柄</p> <p>この場合、「調査を担当する企業」の範囲は、投資信託委託業者等がその実情に応じ、これを「申請前一定期間(少なくとも1ヵ月以上の期間を定めるものとする。)内に調査した企業」に限定することは差し支えない。</p> <p>(注)上記イ、ロの「一定期間」は、それぞれ3営業日以上の間を投資信託委託業者等が定めるものとする。</p> <p>また、申請者が承認を得た上で取引を行う際に「承認の有効期限」を定めている社にあっては、「申請日」から「有効期限最終日から3営業日以上の日」までを審査する必要がある。</p> <p>法人情報管理責任部署で管理する「重要情報」に基づく取引ではないこと</p> <p>4. で定めた保有期間の制限を満たしていること</p> <p>なお、投資信託委託業者等が、上記項目につき申請者の所属部署長・管理責任者間の分担を定め、または審査・確認項目を追加することは差し支えない。</p> <p>(3) 報告及び事後確認</p> <p>申請者は、取引が成立した場合には、管理責任者に対し遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>投資信託委託業者等はその報告の手續等について定めるものとする。</p> <p>申請者が(2) イに掲げる運用担当者である場合には、申請から取引後一定期間内にファンドにおいて当該申請に係る株式等の売買の必要が生じた場合には、管理責任者の確認を得るものとする。(ただし、(1)における株式累積投資に係る取引の場合を除く。)</p> <p>(注)上記の「一定期間」は、3営業日以上の間を投資信託委託業者等が定めるものとする。</p> <p>管理責任者は、 に違反する株式等の取引がないことを確認しなければならない。</p> <p>4. 保有期間の制限</p> <p>投資信託委託業者等は、投機的利益の追求を目的とする取引等を防止するため、株式等の</p>

新	旧
<p>(4) 申請者が次に掲げる者である場合(当該申請者と生計を一にする親族の取引に係る申請の場合を含む。)には、次に掲げる取引でないこと。ただし、株式等の累積投資契約に基づき取得する場合及びやむを得ない事情(遺産相続により取得した株式等を売却し相続税の納税資金に充当する場合等)として自己取引審査担当者が承認を行う場合はこの限りではない。</p> <p>ア ファンド・マネジャー 申請者が運用を担当する信託財産等(市場の代表的な株価指数に連動した運用成果を目指す信託財産等を除く。以下次条において同じ。)において申請前に売買した株式等及び申請時に売買を予定している株式等の取引のうち、<u>当該売買日又は売買予定日を起算日とする自己取引禁止期間中の取引</u></p> <p>イ トレーダー(ファンド・マネジャーが兼務する者である場合を含む。) 申請者が申請前に売買を行った株式等及び申請時に売買を予定している株式等の取引のうち、<u>当該売買日又は売買予定日を起算日とする自己取引禁止期間中の取引</u></p> <p>ウ アナリスト(ファンド・マネジャー又はトレーダーが企業訪問等により企業調査を行う場合の当該者を含む。) 申請者が調査した企業(その関連会社を含む。)の発行する株式等の取引のうち、<u>当該調査日を起算日とする自己取引禁止期間中の取引</u></p> <p>2 正会員は、前項第4号の自己取引禁止期間として、同号ア及びイについては3営業日以上、ウについては1ヶ月以上の期間を社内規則に定めるものとする。</p> <p>3 承認の有効期限として2日以上期間を定める正会員にあっては、<u>当該承認の有効期限の末日が第1項第4号の自己取引禁止期間の末日より後に到来する場合は、当該承認の有効期限の末日を自己取引禁止期間の末日として審査しなければならない。</u></p> <p>(報告等) 第8条 申請者は、株式等の自己取引が成立した場合は、自己取引審査担当者に対し遅滞なく報告しなければならないものとする。ただし、申請者が行った取引が細則に定める取引である場合はこの限りではない(以下次項において同じ)。</p> <p>2 申請者がファンド・マネジャーの場合で、かつ、<u>当該申請日を起算日とする売買審査期間中に担当する信託財産等において当該申請に係る株式等の売買を行う場合には、事前に自己取引審査</u></p>	<p>保有期間(売却禁止期間)として6ヵ月以上の適切な期間を定めるものとする。</p> <p>(注)申請者及び申請者と生計を一にする親族が同一銘柄を複数回買い付けた場合には、最後に買い付けた日を起算日とする。また、株式累積投資による買付の場合には、<u>原則として初回買付日を起算日とする。</u></p> <p>ただし、申請者にとってやむを得ない事情(例えば、申請者及び申請者と生計を一にする親族が疾病により生計の維持ができなくなったとき等)による株式等の売却であつて、管理責任者の承認を得たものについては、この限りでない。</p> <p>5. 禁止行為 次に掲げる行為は法令等及び業務規程で禁じられているものであるが、<u>社内規定にはこれらの行為その他の禁止行為を具体的に列挙することが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロントランニングなど顧客の利益に優先して取引を行うこと</li> <li>・職務上の地位を利用し又は職務上知り得た特別の情報に基づき取引を行うこと</li> <li>・もっぱら投機的利益の追求を目的とした取引を行うこと</li> </ul> <p>・その他遵守事項</p> <p>1. 記録の保存 取引の事前申請・承認、審査内容・チェック事跡、及び違反事実とその対応等に関する記録を保存すること。 保存期間については、<u>最低5年以上の期間を定めること。</u></p> <p>2. 社内規定の周知徹底 <u>定期的な研修の実施など、社内規定の周知徹底のために必要な措置をとること。</u></p>

新	旧
<p>担当者の確認を得ることとする。この場合、<u>自己取引審査担当者は、法令等に違反する事実がないことを確認することに留意しなければならない。</u></p> <p>3 <u>正会員は、前項の売買審査期間として、3営業日以上の期間を社内規則に定めるものとする。</u></p> <p><u>(記録の保存)</u></p> <p>第9条 <u>正会員は、事前申請、審査内容、違反事実がある場合はその内容とその対応状況、その他関連する記録を保存しなければならない。</u></p> <p>2 <u>正会員は、前項の保存期間として5年以上の期間を社内規則に定めるものとする。</u></p> <p><u>(細則)</u></p> <p>第10条 <u>この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第11条 <u>株式等の運用・調査等に関与する役職員等の自己取引に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。</u></p> <p><u>(所管委員会への委任)</u></p> <p>第12条 <u>理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>自主規制委員会は、委任された事項に係る決議を行った場合は、すみやかにその決議(理事会が必要と認めたものに限る。)の内容を理事会に報告するものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>1 .この改正は平成21年 月 日より実施する。ただし、第3条、第4条及び第7条の改正規定は、当該実施日から3ヶ月経過する日から適用する</p> <p>2 .前記1のただし書きは、3ヶ月経過するまでの間に改正規定を適用することを妨げない。</p>	